

内閣参質一二〇第一一號

平成三年二月十九日

内閣總理大臣 海 部 俊樹

参議院議長 土屋義彦 殿

参議院議員杏脱タケ子君提出歯科の初診料、再診料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員沓脱タケ子君提出歯科の初診料、再診料に関する質問に対する答弁書

一について

スルフォン樹脂有床義歯については、従前から用いられているアクリルレジンによる有床義歯に比べて、堅ろう性、薄さ等の点で臨床上有用であり、保険診療上も有効性、効率性の点において高く評価できるものであること、製作上特殊な技術を必要とし、作業工程も多く複雑であることにかんがみ、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、これを診療報酬点数表に収載するとともに、アクリルレジンによる有床義歯に比べて高い点数を設定しているものである。

二及び三について

歯科診療報酬については、従来から、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえて所要

の改定を行つてきており、平成二年四月の改定においては、初診料及び再診料の引上げは行つていなが、欠損補てつ及び歯冠修復等に係る技術料を重点的に引き上げるとともに、在宅歯科医療の推進を図るための在宅患者訪問看護・指導料の拡充等を行つたものである。

また、初診料及び再診料については、医科と歯科とでは、診療の対象となる傷病の性質が異なるため、それぞれの診療行為全体の中での初診行為等の基礎的医療行為の行われ方が異なること等から、それらの点数が異なつているものである。

今後とも、歯科診療報酬については、同協議会における議論を踏まえ、適切に対応していくたいと考えている。